

# 大阪弁護士会ニュース

## ～東日本大震災・避難者の方々へ～

2011年6月発行 創刊号

これからも随時発行していきますので、ご期待ください！！

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただくず、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～17時）

面談による無料相談をご希望の方はご予約を（受付時間午前9時15分～午後8時）

0120-062-545

06-6364-1248

今後は市町村のお近くでの法律相談の機会も予定していますので、是非ご利用下さい。

携帯サイトへの  
アクセスはこちら >>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

### 特集1 各種支援制度

#### 1 ご家族を亡くされた方への支援

##### ○災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

→ 災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の方が亡くなった場合、最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。

支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母であり、具体的な金額は市町村が決定します。

支給を求める窓口も市町村です。

##### ○生命保険

→ 今回の震災により、生命保険をかけていた方が亡くなった場合、ほとんどの生命保険会社は保険金を支払うことを決定しています。保険会社に確認して下さい。

保険会社が分からない場合は、生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」に確認して下さい。

0120-001-731（月～金の午前9時～午後5時）

##### ○労災保険

→ 震災が起きた際に仕事で、あるいは通勤中だった方で、被害にあわれた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。

お近くの、労働基準監督署、労働局が窓口になります。

##### ○亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった。

→ ほとんどの金融機関では、住宅ローンを組むときに、「団体信用生命保険」という保険への加入を義務付けています。住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。

住宅ローンの契約先に確認して下さい。

#### 2 その他の色々な支援制度

##### ○被災者生活再建支援制度

→ 災害による住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する制度です。

二つの支援金が支給されます（震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。）。①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 支給額 | 住宅の被害程度 |       |
|-----|---------|-------|
|     | 全壊等     | 大規模半壊 |
|     | 100万円   | 50万円  |

| 支給額 | 住宅の再建方法 |       |      |
|-----|---------|-------|------|
|     | 建設・購入   | 補修    | 賃借   |
|     | 200万円   | 100万円 | 50万円 |

※賃借には、公営住宅を借りた場合を含みません。

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることになります。

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後建設により、合計して200万円になるまで支給されます。

住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯が対象になります。「全壊等」とは、住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる場合を含みます。

申請先は市町村です。申請期間は、基礎支援金が災害発生日から13ヶ月以内、加算支援金が災害発生日から37ヶ月以内です。

##### ○災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

→ 災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大で125万円を支給する制度です。

重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両腕の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等の場合を言います。

窓口は市町村です。

##### ○義援金

→ 国や都道府県、市町村に寄せられた義援金の配分が始まっています。

金額（第1次配分） ※金額は市町村ごとに多少異なります

死亡者・行方不明者1人あたり 35万円～

住家が全壊・全焼した世帯 1世帯当たり40万円～

住家が半壊・半焼した世帯 1世帯当たり20万円～

福島第1原発から30km圏内または計画的避難区域内の世帯 40万円

窓口は市町村です。

#### 被災者の方も生活保護を受けることができます

→ 病気や障がいのある方はもちろん、健康に問題がない失業中の方でも、年金や仕事の収入のある方でも、その世帯の収入と資産が一定の基準以下であれば、収入との差額の保護費を受け取れます。

厚生労働省は、被災者の方については柔軟に対応するよう通知を出しており、自動車や土地・建物があっても保護が受けられる可能性があります。

生活保護の利用が認められると、生活費・住宅費のほか、医療費や介護サービス費が無料となり、小中高の学費の一部なども支給されます。生活保護を既に利用している方が義援金や法律に基づく給付金を受けた場合や、義援金等を受け取った後に生活保護の申請をする場合でも、「自立更生計画書」を書いて出せば、世帯の自立更生に必要な額はそのまま持つことができます。

## 東京電力、仮払金支払いへ

【対象者】第一原発から半径30キロ圏内の避難住民・計画的避難区域住民の皆さんが対象です。  
 【金額】一般世帯は100万円、単身世帯は75万円です。  
 【問合せ先】詳細は、東京電力「福島原子力補償相談室」(0120-926-404)まで。  
 【申請手続】所定の用紙に記入して、**郵送で申請できます**。※ 申請用紙もお配りしています。

### 仮払金とは？

被災者の皆さんには、今回の原発事故によって受けた損害を東京電力に補償してもらう権利があります。しかし、個々の被災者の方にはそれぞれ色々な事情があり、補償を受けられる金額を算定するのは容易ではありません。そこで、金額が確定する前に、暫定的に補償金を支払うことにしたのが今回の仮払金です。

したがって、将来、皆さんが受けた損害が確定し、補償金の金額が決まったときには、仮払金として支払を受けた金額については既払金として扱われることになります。

### 補償への道筋

本来なら、被災者の皆さんは、各自で直接東京電力に補償を求めて行くことができます。しかし、原子力災害は、莫大な人数の方に長期間にわたる損害を与えるため、各自で補償を求めたのでは大変な混乱が生じてしまいます。そこで、原子力災害対策特別措置法は、全ての被災者に迅速かつ公平に補償がなされるよう、「原子力損害賠償紛争審査会」という会を設置して、そこで補償に関するルールを決めることにしています。

4月28日、「原子力損害賠償紛争審査会」は、東電福島原発事故の補償範囲に関する第一次指針を公表しました。これは、そのルールの第1弾ということになります。今後、更に細かいルールが順次決められていくことになります。

### 今回、仮払金を受け取れなかった人は、補償を受けられないの？

受けられないと決まったわけではありません。

今回の仮払金は、東京電力の自主的判断によって支払われるものです。今後さらに仮払金が支払われたり、最終的な補償金が支払われるときは、指針に基づいて支払対象者が決められていくと思われます。

指針は、補償が認められる可能性の高いものから順次提示されますので、第一原発の半径30キロ圏外・計画的避難区域外の自主避難の方々や、風評被害を受けた農家の方々等、今回は補償の対象として指針に示されなかった方々も、今後示される指針によって、補償の対象になる可能性があります。

## 補償の範囲に関する第一次指針

### 「避難等対象者」と「対象区域」

#### 【避難等対象者とは？】

対象区域から避難した方や、自宅が対象区域だったために帰れない方、対象区域で屋内退避をしている方の総称です。

#### 【対象区域とは？】

避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域 及び 緊急時避難準備区域 の4つの総称です。

### 補償の対象となる損害の項目は？

検査費用(身体)

生命・身体的損害に対するもの

避難生活に対するもの

避難費用

検査費用(物)

就労不能等に伴う損害

財産価値の喪失または減少等

### 震災の記録をつけよう

#### ～確実に補償を受けるために～

左の各項目は、あくまで一例です。補償の種類や範囲は、とても広範囲になります。

東電からの補償はもちろん、その他の支援や補償を受けるために、震災当時から**行動記録**があると有利になるかもしれません。

そのため、将来確実に補償を受けるためにも、今のうちからきちんと記録をつけておきましょう。

大阪弁護士会では、記録をつけるための「被災者ノート」を無料で配布しています。ご希望の方は、大阪弁護士会へご連絡ください。

無料電話相談(月～金 13時～17時)

0120-062-545

### ご存知ですか？法テラス

大阪弁護士会では、無料で震災に関する各種相談を実施しておりますが、実際に弁護士に依頼する際でも、日本司法支援センター(以下「法テラス」といいます。)が、弁護士費用を立て替える制度があります。

立替金は月額5千円～1万円ずつ法テラスに償還して頂きますが、生活保護を受けている方やそれに準じる程度に生計が困難な方は償還を猶予することがあります。

この制度を利用するには、資力に関する要件があります。たとえば、大阪市居住の4人家族の場合、世帯の月収が328,900円以下であれば利用できます。医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。住宅ローン・家賃の負担がある場合は、このケースの場合は、71,000円の範囲内でその全額が加算されます。資力要件については個別の事情が考慮されますので、まずはご相談下さい。

お申し込み手続きや資力要件のご質問など、詳しくは法テラスまでお電話ください。

法テラス大阪: 050-3383-5425 法テラス堺: 050-3383-5430

次号予告!!

次号(第2号)は、相談に関する特集を掲載する予定です。ご期待ください!!

# 大阪弁護士会ニュース

## ～東日本大震災・避難者の方々へ～

2011年6月発行 第2号

バックナンバーあります！大阪弁護士会までご連絡ください！

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～17時）

面談による無料相談をご希望の方はご予約を（受付時間午前9時15分～午後8時）

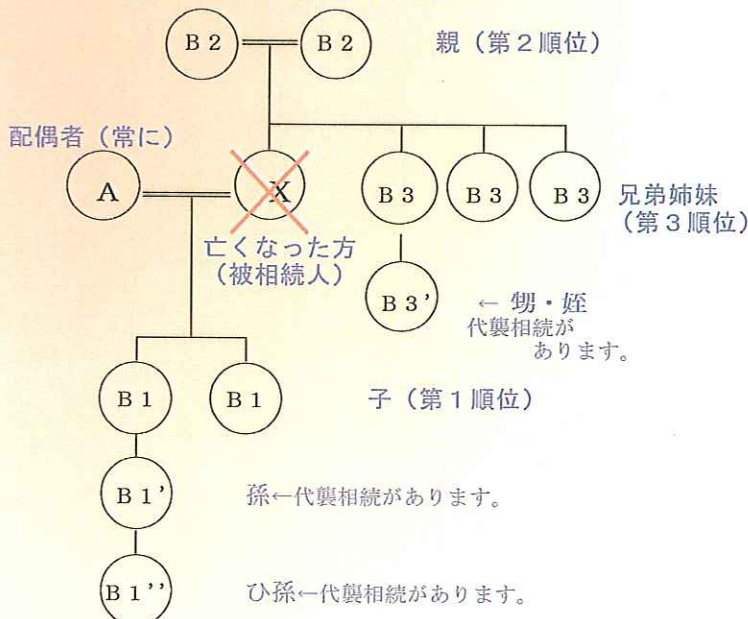
0120-062-545

06-6364-1248

今後は市町村のお近くでの法律相談の機会も予定していますので、是非ご利用下さい。

### 特集3 相続関係

#### Q1 誰が相続するの？



亡くなった方（Xさん）を「被相続人」、相続する方（AさんとB1～B3さん）を「相続人」と言います。

A Xさんに配偶者（夫・妻）がいれば必ず相続人になります（A）。

B\* ①Xさんに子どもがいれば子どもが（B1）、②子どもがいなければご両親が（B2）、③ご両親もいなければ兄弟姉妹（B3）が相続人になります。  
\*子ども同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。

1 Xさんが亡くなる前に、①子ども（B1）が亡くなっている、子どもに子ども（Xさんの孫B1'）がいれば、孫（B1'）さんが子（B1）に代わって相続します（代襲相続 B1'）。

孫（B1'）の中で、Xさんより先に亡くなっている方がいて、その子（ひ孫B1''）やさらにその子・・・（B1'''・・・どこまでも繰り返ります）がいれば、ひ孫や・・・が相続します。

2 子ども、孫も、ひ孫も・・・いない場合に、ご両親が相続人になります（B2）。

\*ご両親はいないが、祖父母がいる場合には、祖父母が相続人になります。

3 子ども（孫も、ひ孫も・・・）、親もいない場合、兄弟姉妹が相続人になります（B3）。

兄弟姉妹（B3）の中で、Xさんより先に亡くなっている方がいて、その方（B3）に子がいれば、その子（Xさんの甥・姪）も代襲相続をします。

但し、兄弟姉妹の場合は、代襲するのは子（甥・姪）までです。  
甥姪の子は相続人にはなりません。

#### Q2 どんな割合で相続するの？

- |          |   |                                                  |
|----------|---|--------------------------------------------------|
| 配偶者だけ    | → | 配偶者が全部                                           |
| 配偶者と子    | → | 配偶者が $1/2$ ・子どもが $1/2$<br>(子が2人なら、 $1/4$ ずつ)     |
| 配偶者と親    | → | 配偶者が $2/3$ 、親が $1/3$<br>(両親ともいれば、 $1/6$ ずつ)      |
| 配偶者と兄弟姉妹 | → | 配偶者が $3/4$ 、兄弟姉妹が $1/4$<br>(兄弟が3人いれば、 $1/12$ ずつ) |

携帯リイトへの  
アクセスはこちら >>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

親戚が多くて、誰が相続人かはっきりしない。  
→ 戸籍を多数取り寄せて、相続関係をきちんと調べる必要があるかもしれません。弁護士会に相談ください。

まだ行方不明の状態で、死亡届を出していない。  
→ 死亡認定や失踪宣告などの制度があり、また死亡届の簡易化も検討されています。

相続人が複数亡くなったが、亡くなった順番が分からない。  
→ このような場合に関する特別の規定があります。ご自分で判断される前に、まず弁護士会にご相談ください。

甥が震災で亡くなった。甥には、私以外には親戚や家族はいない。  
→ 叔父・叔母は相続人には該当しませんので、相続人がいない、ということになります。

孫が震災で亡くなった。孫は独身で子はいない。孫の両親（私の夫婦）は以前に亡くなっているし、兄妹もいない。  
→ あなたを含めた祖父母が相続人になります。

相続人が誰もいないが、遠い親戚ならいる場合、亡くなった人の財産はどうなるのか？

→ 相続とは別個の手続きで、親戚や故人と関係の深かった人が財産を引き継ぐことができる制度があります。詳しくは、弁護士会にご相談ください。

震災より前に亡くなった祖父母の相続手続きをしないまま、震災で父が亡くなってしまった。

→ 祖父母の相続手続きもする必要がある場合があります。詳しくは、弁護士会にご相談ください。

父が震災で亡くなった。母と妹は震災以前になくなっており、私と弟がいる。亡妹には、子ども（私の甥）が2人いる。  
→ この場合、あなたと弟さんが  $1/3$  ずつ、甥御さんが  $1/6$  ずつ相続することになります。

Q 3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続では、現金、預貯金や土地などの財産・権利も、借金などの負債・義務も、どちらも受け継ぐことになります。

Q 4 必ず、相続はしなければいけないの？

相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。

- 1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
- 2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
- 3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の負債・義務を受け継ぐ

Q 5 いつまでに、三つから選ばばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき（Q 8 参照）から、3か月の熟慮期間内に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。

Q 6 3か月以内に何もしないとどうなるの？

3か月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純承認したものとされますが、3か月を過ぎてもあきらめずに弁護士会にご相談ください。

Q 7 気をつけることがありますか？

財産の一部を使ったり、相続の対象となる負債を支払うと、単純承認をしたことになる可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財産を使用したり、債務を支払ったりしないように気をつけてください。例外がありますので、弁護士会にご相談ください。

Q 8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこと？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であることを知ったときです。しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に負債があることを知ったときは、そのときに相続の開始があったことを知ったときとされる可能性があります。弁護士会にご相談ください。

Q 9 3か月以内に決められないときはどうしたらいいの？

今回の震災では、ご家族が亡くなったことは分かっても、財産のすべてを把握することができなかったり、ある程度把握はできていても、相続するのか、放棄するのかを決められないということが十分に考えられます。

その場合、3か月の熟慮期間を伸ばすことができます。

Q 10 3か月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

相続が開始したことを知ったときから3か月以内に、裁判所に対して、熟慮期間の伸長の申立てをしなければなりません。

Q 11 期間伸長の申立てには、いくらかかるの？どんな書類が必要なの？

- ① 800円分の収入印紙と切手（配偶者、子どもは80円切手2枚、親、兄弟姉妹は80円切手6枚）がいります。
- ② 被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申立てをする相続人の戸籍謄本が必要です。申し立てる方によって、ほかに書類が必要になる場合があります。
- ③ 申立書に、必要事項を記入します。必要な書類が集まらない場合、とりあえず③の申立書を提出して、後で②の書類を提出することもできます。弁護士会にご相談ください。

Q 12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立てをすればいいの？

被相続人（亡くなった方）が最後に住民票のあった住所地を管轄する家庭裁判所です（郵送も可）。

具体的には、お問い合わせいただければ、すぐお教えいたします。

- ① 借金があるので相続したくない。  
→ 「相続放棄」という方法があります（Q 4）。
- ② 借金があるかどうか分からない。  
→ 相続するかどうか、を決めるための熟慮期間があります（Q 5）。
- ③ 財産だけ相続して、借金は相続しないという方法はないか？  
→ 残念ながら、それはできません。

3月11日から3か月だと、6月11日ってこと？  
→ 正確には「震災から3か月」でなく、「相続の開始を知ったとき」から3か月です。

相続放棄すると決めたが、どうすれば良いの？  
→ 家庭裁判所に申立てをします（Q 12）。

避難のために、亡父の預金を使ってしまった。  
→ 諦めずに、弁護士会にご相談ください。

津波のためいつ亡くなったのか、正確には分からない。  
→ 今回の震災の特殊な事情です。政府や裁判所による、政策的又は個別の判断が必要になりますので、弁護士会にご相談ください。

まだ間に合う？  
→ 間に合わないと思っても、何らかの方法があるはず。弁護士会に、すぐご相談ください。

伸長の申立てをしたら、どのくらい伸びるの？  
→ 裁判所の判断ですが、通常3か月～6か月です。

被災地の市区役所も混乱していて、戸籍等の取り寄せが間に合わない！  
→ 戸籍等の取り寄せが間に合わなくても、後から追加で提出することが可能です。

収入印紙はどこで買うの？  
→ 郵便局の他、コンビニ等でも買うことができます。

申立書はどこで入手するの？  
→ 裁判所のホームページ・裁判所などでも入手できますが、弁護士会にもご相談ください。

被災地の裁判所でもらうの？  
→ 申立書は、全国共通です。避難先近くの裁判所でもらったものを使うこともできます。

申立書の書き方・送り先が分からない。  
→ 弁護士会にお問い合わせください。

すでに、3か月過ぎてしまった！！  
3か月以内に、手続きをすることができない！！

★ 東日本大震災の被害の甚大さを考慮して、一律に熟慮期間を延ばすための法整備が検討されています。  
諦めずに、弁護士会にご相談ください。

次号予告！！  
次号（第3号）は、各市町村に関する情報を掲載する予定です。  
ご期待ください！

# 大阪弁護士会ニュース 第3号

## ～東日本大震災・避難者の方々へ～

平成23年7月 大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします！！大阪弁護士会までご連絡ください！

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですの  
で、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金午後1時～午後4時）

0120-062-545

面談による無料相談をご希望の方はご予約を（受付時間午前9時15分～午後8時）06-6364-1248

携帯サイトへの  
アクセスはこちら>>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

今後は市町村のお近くでの法律相談の機会も予定していますので、是非ご利用下さい。

遠くに避難されてきていると、現地の情報がなかなか入らず、お困りではないでしょうか？  
現地の市町村役場では、遠くに避難されている方々にも見て頂けるよう、ホームページを充実させたり、申請書や広報誌をダウンロードできるようにしていたり、携帯サイトを作ったり、メルマガ配信を始めるなど、とても、工夫されています。  
これらの情報を集めてみましたので、是非パソコンや携帯電話からの情報収集にご利用ください。  
また、記載されていない市町村の情報もご用意しますのでお気軽に大阪弁護士会にご連絡ください。

|                |           |
|----------------|-----------|
| ① → HPから広報誌が閲覧 | できる → ☺   |
|                | まだ... → ☹ |
| ② → 携帯用サイトの有無  | あり → ☺    |
|                | まだ... → ☹ |

| 県名  | 市町村名  | ① | ② | ひとつ                      | 県名  | 市町村名   | ① | ② | ひとつ                          |
|-----|-------|---|---|--------------------------|-----|--------|---|---|------------------------------|
| 宮城県 | 宮城県   | ☺ | ☺ | 震災情報掲載欄あり                | 福島県 | 福島県    | ☺ | ☺ | 震災特設ページ（暫定版）あり               |
|     | 仙台市   | ☺ | ☺ | HP上に各種申請書あり メール配信サービスあり  |     | 福島市    | ☺ | ☺ | 震災関連情報のまとめページあり              |
|     | 石巻市   | ☺ | ☺ | HP上に各種申請書あり メール配信サービスあり  |     | 二本松市   | ☺ | ☺ | 震災特設ページ・災害対策本部情報・メール配信サービスあり |
|     | 塩竈市   | ☺ | ☺ | HP上に各種申請書あり              |     | 桑折町    | ☺ | ☺ | 震災特設ページあり                    |
|     | 気仙沼市  | ☺ | ☺ | HP上に各種申請書あり メール配信サービスあり  |     | 国見町    | ☺ | ☺ | 震災特設ページあり                    |
|     | 名取市   | ☺ | ☺ | HP上に各種申請書あり              |     | 川俣町    | ☺ | ☺ | 震災特設ページあり                    |
|     | 多賀城市  | ☺ | ☺ | HP上に各種申請書あり              |     | 大玉村    | ☺ | ☺ | 震災特設ページあり                    |
|     | 岩沼市   | ☺ | ☺ | HP上に各種申請書あり              |     | 郡山市    | ☺ | ☺ | 震災に関する総合相談窓口の情報掲載            |
|     | 東松島市  | ☺ | ☺ | HP上に各種申請書あり 市公式ブログあり     |     | 田村市    | ☺ | ☺ | 震災に関する各種情報を掲載                |
|     | 亘理町   | ☺ | ☺ | 震災情報掲載欄あり・震災関連情報メール配信あり。 |     | 鏡石町    | ☺ | ☺ | 震災特設ページあり                    |
|     | 山元町   | ☺ | ☺ | 震災情報掲載欄あり メール配信サービスあり    |     | 白河市    | ☺ | ☺ | 震災関連情報のまとめページあり              |
|     | 松島町   | ☺ | ☺ | 震災情報掲載欄あり                |     | 泉崎村    | ☺ | ☹ | 掲示板に市民からの意見・情報提供あり           |
|     | 七ヶ浜町  | ☺ | ☹ | 震災情報掲載欄あり                |     | 棚倉町    | ☺ | ☺ | お知らせ欄に震災関連情報掲載               |
|     | 利府町   | ☺ | ☹ | 震災情報掲載欄あり                |     | 柳津町    | ☺ | ☺ | 震災関連情報のまとめページあり              |
| 岩手県 | 女川町   | ☺ | ☺ | HP上に各種申請書あり              | 福島県 | 相馬市    | ☺ | ☺ | 震災関連情報のまとめページあり              |
|     | 南三陸町  | ☺ | ☺ | HP上に各種申請書あり              |     | 南相馬市   | ☺ | ☺ | 震災関連情報のまとめページあり              |
|     | 岩手県   | ☺ | ☹ | 各種相談窓口多数あり。まずはここに聞こう     |     | 広野町    | ☺ | ☺ | 広報は4月以降更新されず                 |
|     | 宮古市   | ☺ | ☹ | そんなに更新されてない感じ...         |     | 楡葉町    | ☺ | ☺ | 震災専用サイトあり ※非常に充実             |
|     | 大船渡市  | ☺ | ☺ | ツイッターで広報などの情報を発信中        |     | 富岡町    | ☺ | ☹ | 震災専用サイトあり、広報は2月以降更新されず       |
|     | 久慈市   | ☺ | ☹ | 「災害復興支援ガイドブック」が充実（内閣府風）  |     | 川内村    | ☺ | ☺ | 震災専用サイトあり、メール配信サービスあり        |
|     | 陸前高田市 | ☺ | ☺ | HPようやく復旧中 一関市のHPにも情報あり   |     | 大熊町    | ☺ | ☺ | 震災特設ページあり、ブログで各種情報配信         |
|     | 釜石市   | ☺ | ☺ | 広報は「災害対策本部情報」            |     | 双葉町    | ☺ | ☺ | 震災特設ページあり                    |
|     | 大槌町   | ☺ | ☹ | ※「いわてモバイルメール」で情報発信       |     | 浪江町    | ☺ | ☺ | 震災関連情報のまとめページあり、メール配信サービスあり  |
|     | 山田町   | ☺ | ☹ | HP上に各種申請書あり              |     | 葛尾村    | ☺ | ☺ | 震災関連情報の掲載あり                  |
|     | 岩泉町   | ☺ | ☺ | HPに申請書なし 罹災証明すら取れない      |     | 新地町    | ☺ | ☹ | 伝言板に市民からの情報提供あり              |
|     | 田野畑村  | ☺ | ☹ | 災害用特設ページはない（なので探しにくい）    |     | 飯館村    | ☺ | ☺ | 震災特設ページあり、メール配信サービスあり        |
|     | 普代村   | ☺ | ☹ | 震災関係の情報はほとんどなし           |     | いわき市   | ☺ | ☺ | 震災相談窓口の情報掲載                  |
|     | 野田村   | ☺ | ☹ | 申請書式等はなし                 | 茨城県 | 北茨城市   | ☺ | ☺ | お知らせが中心 東電HPへのリンクあり          |
| 岩手県 | 洋野町   | ☺ | ☺ | 申請書式等はほぼなし               |     | 高萩市    | ☺ | ☺ | ひとつとり掲載されているが時系列のため一覧性は低い    |
|     |       |   |   |                          |     | 日立市    | ☺ | ☺ | 関連情報が特設ページに見やすくまとめられています     |
| 茨城県 |       |   |   |                          |     | 常陸太田市  | ☺ | ☺ | 申請書式はあまり見当たらない               |
|     |       |   |   |                          |     | 東海村    | ☺ | ☺ | まとめて見やすいHP                   |
|     |       |   |   |                          |     | ひたちなか市 | ☺ | ☺ | 郵送申請に対応した記述は見当たらない           |
|     |       |   |   |                          |     | 大洗町    | ☺ | ☺ | 震災特設ページはない。支援情報もあり見当たらない     |
|     |       |   |   |                          |     | 鉾田市    | ☺ | ☺ | 震災情報は多くはない                   |
|     |       |   |   |                          |     | 鹿嶋市    | ☺ | ☺ | トップページに多くの情報 探すまでもない         |
|     |       |   |   |                          |     | 神栖市    | ☺ | ☺ | 広報誌は確認できるが深い階層の下             |
|     |       |   |   |                          |     | 鉾子市    | ☺ | ☺ | 情報は多いが探しにくい 案内のみ             |
|     |       |   |   |                          |     | 旭市     | ☺ | ☺ | 見やすくまとまったHP 申請書式は少ない         |
|     |       |   |   |                          |     |        |   |   |                              |
|     |       |   |   |                          |     |        |   |   |                              |
|     |       |   |   |                          |     |        |   |   |                              |
|     |       |   |   |                          |     |        |   |   |                              |
|     |       |   |   |                          |     |        |   |   |                              |

例えば、宮城県亘理町のホームページはこんな感じです。



\* 平成23年7月8日時点の情報です。

## 特集2 原発関係

DVD上映会開催決定！8月1日午後2時～大阪弁護士会にて！

原発事故の損害賠償に関する説明会が実施されました！！

平成23年6月25日（土）、福島県弁護士会主催の「**原発事故損害賠償説明会**」が福島県内8会場で開催されました。地元新聞報道では、8会場に合計約3300人の方が来られたそうです。大阪弁護士会からも弁護士が見学参加しました。

郡山市のビッグパレットふくしま会場で開催された説明会場には約600人ものの方が来られ、座席はもちろん資料も足りなくなるほどでした。

説明会では、まず原発事故損害賠償手続きの流れの説明がありました。現段階では全損害が未確定ですが、すでに損害金の一部について仮払いがされており、①政府による避難等対象区域にお住まいの方について1世帯100万円、②農林漁業者への仮払い、③避難区域等において中小企業者が被った営業損害の仮払が可能である等の説明がありました。

その後、福島県原子力災害被災者・記録ノートの書き方の説明がありました。「**後になって損害が確定した時に思い出して書くのではなく、将来の東京電力への損害賠償請求の準備として、現在このノートに日々の記録をし、証拠を保存しておくことが必要だ**」との説明がありました。

説明会の様子は福島県弁護士会が撮影しており、避難者の皆様の参考になるものと思います。

\*第1次仮払については、大阪弁護士会ニュース第1号に詳しく説明があります。お手元になければお送りしますので、大阪弁護士会まで遠慮なくお電話ください。また、追加支払については・・・

福島で開かれた左の説明会を撮影したDVDを、大阪弁護士会で上映します。

参加費はもちろん**無料**です。

当日は上映会の他、福島県浪江町から避難されてきた方のお話、弁護士による何でも相談会も行いますので、是非ご参加ください。

日時 平成23年8月1日（月）午後2時～

場所 大阪弁護士会館10階

詳しい内容・場所などは同封の案内をご覧ください。



お持ちですか？

「**福島県原子力災害記録ノート大阪版**」！！

今後の補償問題に備え、都度記録をつけていくことがたいせつです。大阪弁護士会では、皆さまが記録しやすいよう、記録ノート大阪版をご用意しました。役立つ各種連絡先・賠償金支払いの流れなどの資料も満載です。**無料で送ります**ので、大阪弁護士会までご連絡ください。

街頭署名活動を行いました！

仙台弁護士会を中心とした各地の弁護士会では、**津波で住宅や車などを失ったみなさまが、これらのローンから解放されるための法律の制定**を呼びかけるべく、署名運動を行っています。

大阪弁護士会でも、平成23年7月5日、淀屋橋の駅前で街頭署名運動を行い、市民の皆さまから多くの署名を頂くことができました。

仮払金の追加支払スタート！！

原発事故の仮払補償金の追加支払いが始まります。

①対象 → 支払の対象は「**各個人**」です。

②金額は？ → おひとり**30万円**です。

但し、一旦避難した後、5月10日までに**避難をやめて\***帰宅された方は**20万円**、4月10日までに帰宅された方は**10万円**。（\*一時帰宅は含みません。）

申請書等は、第1回の仮払の申請をされた世帯主さまの避難先ご住所に届く予定です。★詳しいことは・・・

東電福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404

受付時間：午前9時～午後9時

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11070501-j.html>

## 特集3 相続関係

**相続の熟慮期間が延長されます！！**

相続の熟慮期間を一律に延長する法律が、成立しました。

①対象は？ → 震災発生時、**相続人（相続をされる方）**が被災地にいたこと。

★**要注意**★ 被相続人（亡くなられた方）が被災地におられても、相続人が被災地以外におられた場合は、適用となりません。

②いつまで？ → 平成23年11月30日までです。

\*すでに、延長の申立をされていた場合、裁判所により延長された日と11月30日のうち、より遅い方が優先します。

★「誰が相続人になるのか」「どのような割合で相続するのか」など詳しいことは大阪弁護士会ニュース第2号に詳しく書かれています。お手元になければ、お送りしますので大阪弁護士会の無料相談にお電話ください。

★その他「ご自身の場合はどうか、適用があるのかどうか」など、詳しいことをご説明します。大阪弁護士会の無料相談にお電話ください。

ある方が亡くなられた場合、その方が亡くなられてから一定期間（通常は3か月）以内に、相続するかどうかを決めないといけませんが、これを「熟慮期間」といいます。詳しくは、大阪弁護士会ニュース第2号をご参照ください。

## ～心のケア～

ご存じですか？ **こころの相談ダイヤル**

0120-760-222

住み慣れた土地を離れて、遠い場所にいられた今、孤独や悲しみ、絶望、不安、いらだち・・・色々な思いに駆られているのではないのでしょうか？

そんな思いを、一人で抱え込まず、どうか、誰かに打ち明けてください。

「話すことは、放すこと」、とも言います。誰かに「話す」だけでも、つらい気持ち、しんどい思いを、少しでも「手放す」ことができるかもしれません。

みんなつらいのに私だけ・・・もし、誰に話したら良いのか迷ったら、そっと、あなたの言葉を聞き、つらい気持ちに寄り添ってくれるNPOがあります。

頑張るすぎないで、たまには誰かに甘えてください。

運営：関西被災者支援相談ネットワーク 毎週月曜午後2時～午後8時（平成24年3月31日まで）



次号予告

次号のテーマは未定です。

取り上げてほしいテーマなどありましたら、是非お寄せください！！

# 大阪弁護士会ニュース 第4号

## ～東日本大震災・避難者の方々へ～

2011年8月大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください！！

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

携帯サイトへの  
アクセスはこちら >>>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

無料電話相談（フリーダイヤル）（平日 月～金 13時～16時）

0120-062-545

面談による無料相談をご希望の方はご予約を（予約受付時間 午前9時15分～午後8時）

06-6364-1248

今後は市町村のお近くでの法律相談の機会も予定していますので、是非ご利用下さい。

携帯用サイトリニューアル！！

大阪弁護士会携帯用サイトに、避難者の皆さんへの情報提供のためのページができました。ぜひ一度覗いてみてください！

### 《無料＊出前＊説明会＊相談会》伺います！

相談に行きたいけど、弁護士会はなかなか遠くて・・・  
→人数は何人でも結構です。会場だけ準備頂ければ、  
弁護士等が来て、無料で様々な説明会や相談会を行わせて頂きます。申込は電話やFAXでOKです。  
詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

### 《一斉相談 実施します！！》

まもなく震災から半年。大阪弁護士会では、  
一斉無料相談を実施いたします。相続・負債のこと  
など、何でもお気軽にご相談ください。

期間：9月12日（月）～17日（土）

場所・時間

大阪弁護士会館：13:00～16:00

ナンバ・堺・枚方の各法律相談センター

13:30～16:30

予約・問合せ：06-6364-1248

相談場所によって開催曜日等に違いがありますので、詳細はお電話にてご確認ください。

### 避難者支援 出張なんでも相談会を実施します！！

大阪市社会福祉協議会と大阪弁護士会では、「出張なんでも相談会」を実施します（もちろん無料）。是非ご参加ください。

日時：9月3日（土）午後1時30分～4時

場所：大阪市子育てしている相談センター7階

大阪市北区天満橋6-4-20

（地下鉄谷町線・堺筋線・阪急「天神橋筋六丁目」駅3号出口から連絡）

内容：生活支援再建法・既存債務の整理・原発問題などの各種制度の説明と弁護士による各種個別のご相談

お問い合わせ：大阪市ボランティア情報センター

06-6765-4041（担当植村・修田）

### 現地の情報入手できていますか？

被災地の県・市区町村では、大変な被害を受けた中、県外に避難された皆さんにも現地の情報を伝えるべく、ホームページや携帯サイト・メールマガジンなどを活用して情報発信しています。是非これらを利用し、現地の情報を入手してください。各市町村の状況については、弁護士会ニュース第3号に詳しく記載しています。

大阪弁護士会では、東日本大震災の避難者の方々に対して、電話相談及び面談による相談（いずれも無料）を実施しております。「こんなことを質問しても良いのかな？」、「聞いてみたいことがあるけど、上手く話せる自信がない・・・」、「たぶん結論はこうだろうから、聞いても意味がないだろうな」、こんな理由で相談を思い止まっている方はおられませんでしょうか？

もし悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、どんなことでも結構ですので、大阪弁護士会までお電話ください。なお、これまでに次のような質問が多く寄せられていますので、紹介します。ただ、同じような質問であっても、具体的な状況によって結論が異なることがありますし、また、新たな政策の実施や法律の制定により結論が変わることもありますので、「同じだから」と決めつけずにご遠慮なくお尋ねください。

## 特集1 よくあるご質問

### ①住宅ローンに関する質問

例えば、「職を失い、住んでいた自宅の住宅ローンが支払うことができなくなったが、どうすれば良いか」といった質問。

### ②生活保護に関する質問

例えば、「現地で生活保護を受けていたが、避難先で義援金を受け取ったところ、収入とみなされて生活保護打ち切られるか」といった質問。

### ③避難先への入居期間が限定されていることに関する質問

例えば、「避難先への入居期間が来年3月末までとなっているが、延長してもらえないのか」といった質問。

### ④借家に関する質問

例えば、「借りていたアパートが地震で損壊し住むことができなくなったが、家賃は支払わないといけないか」といった質問。

### ⑤【原発関係】避難区域外からの「自主避難」に関する質問

例えば、「避難区域でない地域から自主的に避難してきたが、賠償・補償はしてもらえないのでしょうか」といった質問です。

### ⑥【原発関係】避難や（一時）帰宅のための交通費に関する質問

例えば、「避難してきたときの交通費は補償してもらえるのか」「（一時）帰宅したいが、その際の交通費は補償してもらえるのか」といった質問。

住宅ローンやその他の負債の支払が困難な場合について、震災という特別な事情に鑑みて、私的整理ガイドラインができました。この制度の利用により、自己破産や個人再生の手続きを回避することが可能となりました。詳しくは、裏面の特集3をご覧ください。

義援金や原発仮払い・生活再建支援金などの支給により、生活保護を打ち切るという運用を行っている市町村もあるようですが、これらの趣旨からすると、収入認定すべきではありません。万一、不当な打ち切りを受けた場合には、大阪弁護士会にご相談ください。

避難先への入居期間は法律等で明確に定められているものではなく、個々の避難先の貸主（公営住宅の場合は市町村）の判断によります。ただ、今回の震災が甚大なものであるという事情に鑑みて、延長される可能性もあろうかと思われます。阪神大震災の際にも、何度も延長が認められた前提がありますので、ご安心ください。

住むことができない状態であれば、家賃を支払う必要はありません。

「自主避難」については現時点の指針（詳しいことは、裏面をご覧ください）では、今後の課題となっており触れられていませんが、今後対象となる可能性があります。まずは、「福島県原子力災害被災者・記録ノート」を用いるなどして、どのような損害や費用が発生したのか記録しましょう。

⑤の質問と関連しますが、避難区域からの避難や（一時）帰宅については原則補償の対象となります。なお、必ずしも領収書がないと認められないわけではなく、その場合は「記録ノート」等に記録しておくことが望ましいと考えます。一方、自主避難については⑤と同様です。

具体的な請求の方法については、政府による仮払いやＡＤＲの整備など準備が進んでいます。これらについては、次号以降で詳しくご説明していきます。

平成23年8月5日、原発事故の賠償範囲に関する中間指針が発表されました

この指針は、東京から原発被害に遭われた方に対して、迅速かつ公平な賠償が実施されるよう、「原子力損害賠償紛争審査会」(政府が文部科学省に設置した機関)が発達したものです。これはあくまで「目安」にすぎず、請求できる賠償の内容・項目や金額は、これに拘束・限定されるものではありません。また、この中間指針は、政府の指針により避難された方に対

する基準であって、自主的に避難された方に対する賠償については触れられていませんが、賠償を受けない、という意味ではなく、自主避難された方の賠償の基準については、今後の宿題となりました。

その内容の主なものは右の表のとおりですが、皆さんの具体的な損害が、どの項目に含まれるかなどわかりにくいかもしれません。今後の請求については、弁護士会の説明会や相談会、

無料相談を是非ご利用ください。

【5万円・義援金への募りですか？】

JOICEF という、妊産婦さんと女性を守る活動をしている機関が、妊婦さんへの養護金として、一人あたり 5

万円の支給を始めました。

【支給要件】

自宅が全壊・半壊したか、福島第一原発から20キロ圏内に居住していたこと

③平成23年3月1日～12月31日に出産したこ

【問い合わせ先】  
〇〇

電話番号 03-3268-3172 (担当石井さん鈴木さん)

✕-11 : keshab@ioicfo.or.in

人人有責 人人有責

隠存の債務を解消するための「カイドライフ」が発表されました

【どんな制度？】  
大震災で自宅や勤務先、事業用資産などを失った方が円滑に債務を整理することができるようにするために「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が策定され、このほど公表されました。

【誰が利用できるの?】

① 東日本大震災により、住居や勤務先などの生活基  
 礎や、事業所・事業設備などに影響を受けた方で、

② その結果、住宅ローンを、事業性ローンなどの債務を支払えなくなった方(近い将来支払えなくなる)とが随分な人も含まれます。

内部被ばくが心配・・・

平成23年8月9日、広島県が、避難者全員への内部被ばく検査を、県の費用で実施することを決

めました。  
大阪府下に避難されてきたみなさまに對しても、同様の対応を是非とも実施して頂きたいですね。



そろそろ、相銃手続のご準備を・・・

法律によって一律に延長された相続放棄の期限：平成 23 年 11 月 30 日が近づいてきました（詳しいことは、ニュー入 3 号をご覧ください）

など、そろそろご準備が必要です。

次号子号

次号では、拍撃手鑑を特集・同  
巻附録の請求の方法など

と特許します。

【債務はどうなるの？】

【乙卯癸卯、丁巳、己未、辛酉】

- ☆ 定期的な収入がある人は・・・
- その支払能力に応じた分割返済をすることで、債権者に対し、支払いの先延ばしや債務の減免を請求することができます。
- ☆ 定期的な収入がない人や事業の再建を所念した

人は・・・

債権者に配分することで、債権者に対し、残りの債務の免除を要請することができます。

→ 5年以内に黒字転換する計画を示したうえで、原則として5年以内の分割返済をすることで、債権者に対し、支払の先延ばしや債務の減免を要請す

° 6 3 3 2 1 4 2 2 2

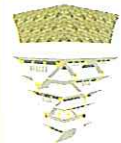
で完結したい！

中間指針が出たとはいえ、今後の  
賠償問題に備え、都度記録をつけて  
いくことが重要で。大阪弁護士会  
では、事業者の方に向けた事業指針  
も用意しました。随所版・事業費用、  
どちらも無料でお送りします。で、  
大阪弁護士会までご連絡ください。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 【被害者記録／一ト 事業活用】も   |  |
| ★ 輸出に係る風評被害        |  |
| ★ 製造業、サービス業等の風評被害  |  |
| ★ 観光業の「風評被害」       |  |
| ★ 農林漁業・食品産業の「風評被害」 |  |
| 【風評被害】             |  |
| ★ 検査費用（物）          |  |
| ★ 出荷制限指示等の解除後の損害   |  |
| ★ 主的な作付所による損害      |  |
| ★ 出荷制限指示等の対象品目の自   |  |
| ★ 就労不能等に伴う損害       |  |
| ★ 一出荷、販売困難による減収分等  |  |
| ★ 営業損害             |  |
| ★ 制限指示等に係る損害       |  |

ちびっ子一冊 〇〇〇〇 N.01

★ 検査費用 (人) 1 人月額 10 万円  
★ 避難費用 → 避難の際の交通費や宿泊費等  
★ 一時立入り費用  
→ 「一時立入り」の際の交通費や除染費用等  
★ 帰宅費用  
★ 生命・身体的損害  
★ 精神的損害 (目安として)  
→ \* 事故発生 ~ 6 か月間  
★ 避難所等での避難の場合 1 人月額 12 万円  
★ その他での避難の場合 1 人月額 10 万円  
★ \* 7 か月目 ~ 1 人月額 5 万円等  
★ 営業損害 ... 逸失利益等  
★ 仕事ができなかったことに伴う損害  
→ 給与等が減った分等  
★ 検査費用 (物)  
★ 不動産や車などの財物価値の喪失又は減少等



【アクセス】  
地下鉄 谷町線、中央線 谷町四丁目駅  
中央線、長堀鶴見緑地線 森ノ宮駅  
JR 環状線 森ノ宮駅、大阪城公園駅  
東西線 大阪城北詰駅

でも、せっかく来られたのですから、少しくらい大阪を楽しんで下さいませんか？ 大阪府内で、お金をかずに楽しめる又ボートをご紹介します。記念すべき第1号は・・・やはり、大阪といえば必ず大阪城でしょう。今年復興80周年を迎える大阪城は、天守閣(600円)や一部庭園に入るのには有料ですが、園内の公園を散策するのは無料です。桜や梅園などで咲き、散歩やピクニックに最適です。また、8月27・28日は、一帯をうろうろとくどくどと「城跡」の景観で、様々なイベントが開催されます。一歩訪れてはじめてはじめていかが？

# 大阪弁護士会ニュース 第5号

## ～東日本大震災・避難者の方々へ～

2011年9月大阪弁護士会発行  
バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください。

大阪弁護士会では、無料出前相談・相談会のお申込を受け付けております。

お申し込みは、当会（電話 06-6364-1238 FAX 06-6364-5069）までご連絡下さい！

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～16時）

0120-062-545

携帯サイトへの  
アクセスはこちら >>>



面談による無料相談をご希望の方はご予約を（予約受付時間 9時15分～20時）

06-6364-1248

今後は市町村のお近くでの法律相談の機会も予定していますので、是非ご利用下さい。

<http://www.osakaben.or.jp/p/scudan/>

## 特集1 東京電力への本請求は慎重に！！

東京電力は、9月12日から、個人の方につき福島第1、第2発電所の事故による損害賠償についての本請求を受け付けはじめました。これは、事故発生日（本年3月11日）から本年8月末日までの間に確定した損害について、初回に請求するものです。その後は、3カ月ごとにその間の損害に対して請求することとされています。また、今回の賠償項目には、財物価値の喪失又は減少等に関する損害は含まれておらず、後日請求することとされています。これに伴い、個人の方への仮払いは9月11日に終了し、9月12日以降の受付分は本請求として取り扱われることとなっています。

東京電力に対して原子力発電所事故によって発生した損害の賠償を求める方法は、

① この東京電力に対する直接の本請求

の他に、

② 原子力損害紛争解決センター（原発ADR）を利用する方法

③ 裁判所に裁判を起こす方法（大阪に避難されている方は大阪の裁判所で可能）

などがあります。

①による請求に対しては東京電力が自ら定めた基準（ホームページに掲げられています。）により支払がなされることとなっていますが、この金額は、③の裁判を利用して請求する場合と比べて低い金額になる可能性があります。

①の請求書を送っただけで②や③の方法が採れなくなるわけではありませんが、①の請求書に対して東京電力から送付されてきた合意書に署名・押印をしてしまいますと、②や③の方法によって賠償を求めることができなくなってしまいます。

ですから、早く賠償金を得たいというお気持ちは分かりますが、慌てて請求するのではなく、どの方法による請求がよいのか慎重に考える必要があります。

また、①の請求書を送る場合でも、適当に記載するのではなく、今までの記録（例えば被災者記録ノート）をよく見て、慎重に記載漏れがないようにする必要があります。

さらに、①の請求書に対して東京電力から送られてきた合意書の金額に不満がある場合には、合意書に署名・押印をする必要はなく、それからでも②、③の方法を採ることが可能ですので、不満がある場合には②③の方法を採るかどうかにについて改めて検討すべきです。

このように、東京電力に対する賠償の請求には、様々な難しい問題がありますので、どのような方法で請求をされるにしても、慌てて請求するのではなく、一度、専門家にご相談されることをおすすめします。分からないことや不安に思うことがあれば、弁護士会にお電話下さい。

### 第2回 原発賠償 説明会+相談会 を開催します！！

大阪弁護士会では、去る8月1日に原発賠償説明会を開催しましたが、それから約2ヶ月が経ち、東京電力への本請求の受付が開始される等、原発賠償問題は新たな局面を迎えています。そこで、次のとおり、第2回原発賠償説明会を実施致します。是非ご参加ください。

- ・開催日：平成23年10月15日（土）
- ・時間：10時～12時30分
- ・場所：中之島中央公会堂 会議室  
（地下鉄・京阪「淀屋橋駅」徒歩5分）
- ・参加費：無料（ご予約も不要です）

※ 八尾市でも、10月13日18時30分～ 八尾市役所内で、説明会を開催します。

### 大阪弁護士会ホームページに避難者向け復興支援ページを開設しました！

関西方面へ避難してこられた方に、重要と思われる情報を迅速かつ分かりやすくお伝えするため、特設ページを開設しました。今後も、この特設ページ、携帯サイト、当ニュース等を活用して、避難者の皆様に情報発信していきます。是非これらを利用し、必要な情報を入手してください。

### 《無料\*出前\*説明会+相談会》伺います！

相談に行きたいけど、弁護士会はなかなか遠くて・・・人数は何人でも結構です。弁護士が伺って無料で様々な説明会や相談会を行わせて頂きます。お申込は電話やFAXでOKです。お気軽にお申込み下さい。

### 被災地の一部で失業手当支給を延長へ

東日本大震災の被災者を対象とした失業手当の支給期間を最大で通常より120日間延長する特例措置が実施されていますが、この特例措置が適用された失業者でも今年の10月中旬以降順次支給期間が終了してしまう予定です。しかし、依然として雇用情勢が厳しいことから、厚生労働省は、岩手・宮城・福島の沿岸部など被災地の一部の失業者への支給期間をさらに90日間程度延長する方針であると報道されています。

## 特集2 相続関係～そろそろ準備を始めませんか

相続の熟慮期間を延長する法律が成立し、平成23年3月11日当時、被災地(※)に住所を有していた方については、相続をすることが決める期間が、平成23年11月30日まで延長されました。相続の放棄をする場合、上記期限までに、管轄の家庭裁判所に「相続放棄の申述書」と必要書類等を提出する必要があります。

期限まで約2ヶ月ありますが、直前にあわてないため、そろそろ準備を始めませんか？

- 誰が相続するのか、どんな割合で相続するのか等は、ニュース第2号をご覧ください。
- この法律の適用を受ける被災地は、右の表の地域です。
- 申述先の家庭裁判所は？  
被相続人(亡くなった方)が最後に住民票のあった住所を管轄する家庭裁判所です。  
わからない方は、弁護士会にお尋ね下さい。申立は、郵送でもできます。

- 申述に必要な費用は？

- 1 収入印紙800円分
- 2 郵便切手(配偶者、子どもが申述する場合80円切手2枚、  
親や兄弟姉妹が申述の場合は80円切手6枚)

- 必要な書類は？

- 1 申述書  
形式は全国共通です。裁判所のホームページや、最寄りの裁判所で入手できます。
- 2 被相続人(亡くなった方)の住民票除票または戸籍の附票
- 3 申述する人の戸籍謄本
- 4 被相続人(亡くなった方)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
- 5 その他、申述する人と被相続人(亡くなった方)との関係(配偶者、子等)により、他に戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本が必要な場合があります。

- この法律を利用して申述をする場合に必要な書類は？

平成23年3月11日当時の、あなたの住所がわかる資料(免許証のコピー、住民票の写し、り災証明書のコピーなど)の提出を求められることがあります。  
これらの資料の提出が困難な場合、弁護士会にご相談下さい。

【民法の特例の適用を受ける住所地】

|             |                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岩手県、宮城県、福島県 | 全市町村                                                                                                                                                                                                  |
| 青森県         | 八戸市、上北郡おいらせ町                                                                                                                                                                                          |
| 茨城県         | 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎町、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町 |
| 栃木県         | 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町                                                                                                             |
| 千葉県         | 千葉市美浜区、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、山武郡九十九里町                                                                                                                                                              |
| 新潟県         | 十日町市、上越市、中魚沼郡津南町                                                                                                                                                                                      |
| 長野県         | 下水内郡栄村                                                                                                                                                                                                |

ちょっと一息。。。No2

「復興のための暮らしの手引き ここから」を是非ご利用下さい。

第一東京弁護士会東日本大震災対策本部が、被災者の方々の「これからの暮らし」に役立つと思われる「制度」や「手続き」等の情報を集めた冊子「復興のための暮らしの手引き ここから」を出版しました。そのWEB版を大阪弁護士会ホームページ復興支援ページからダウンロードできます。

(<http://www.ichiben.or.jp/shinsai/kokokara/>から直接ダウンロードすることもできます。)

郵送をご希望の方は、大阪弁護士会までご連絡下さい。

大阪近郊で紅葉を楽しむなら箕面公園がお勧めです。  
阪急箕面線「箕面」駅を降りると、すぐに箕面の滝に向かう川沿いの散策道が始まります。なだらかな坂道を約2.7キロ登って行くと、箕面の滝につきます。ニホンザルが沢山おり、鹿が出てくることもあります。  
お土産物屋さんや駅前と滝周辺にたくさんあり、観光気分を満喫できます。

お問合わせは公園管理事務所まで

(TEL 072-721-3014)

【アクセス】

阪急箕面線「箕面」(北へ徒歩400メートル)

地下鉄御堂筋線「千里中央」から阪急バス



この地元3紙を大阪弁護士会館1階「相談課」に備え置いておりますので、お立ち寄りの際には是非ご覧ください。

## 特集3 被災地現地新聞トピックス

### 福島民報

福島民報では、毎日、南相馬和太鼓フェスティバルなど地元の催し物や住民の復興活動などが沢山掲載されています。毎日、県内13地点の環境放射線量測定値や、野菜と果実の放射性物質の検査結果が、また、魚介類や海底土壌などの測定がされた際にも測定数値が掲載されています。除染や廃棄物の処理に関しても詳細な記事が載せられています。

9月11日前後には震災半年特集として、この半年間の復興に向けての活動や、住民の方々の不安などが特集されています。福島県では、大阪と異なり、いわき市飯野八幡宮流鏑馬、須賀川市長沼まつりなど、地元のお祭りなどの行事が沢山あるようで、福島民報にも毎日のようにどこかのお祭り記事が載っています。いずれも郷土色いっぱい、楽しそうです。おいしそうな県産品の記事や、さすが酒どころ、県酒造組合の秋季鑑評会の記事などがあり、ついネットで注文を...と思ってしまう。大阪に避難された方々は、地元の懐かしい情報とともに、除染等帰還に向けての活動の進み具合も気になることと思われます。今後も、福島県の地元情報をお届けしていきます。

### 河北新報

9月10日・11日には、震災から半年を機に宮城県沿岸部住民を対象に行ったアンケート調査の結果が報告されました。震災後に収入がなくなったか減少した人が6割以上、住宅の再建のめどが立たない人が7割以上と、依然厳しい状況がみられます。

他方で、復興への地道な動きも種々報道されています。企業や商店、商業施設等の再開や新設のニュースは日々報じられているほか、たとえば、3県に「子どもの支援センター」を設置して心のケアの強化を図ったり、防災担当教員を宮城県内全公立校に配置するなど、子どもに向けた支援の報道も多くみられます。生活再建に関しては、低地のかさ上げに国が補助金を出すことや、漁業者に対して3年間、費用を全額助成することなどの施策が報じられています。また、9月10日・11日に仙台で開催された定禅寺ストリートジャズフェスティバルには、79万人が参加したそうです。また、13日には女川町で、今季初めてのサンマの水揚げがありました。

今後も、宮城県情報をお伝えしていきます。

### 岩手日報

岩手日報では東日本大震災に関する特集記事を毎日掲載しており、「津波でんでんこ 被災地からのメッセージ」で被災者や復興に取り組む方々のメッセージを掲載し、また、「筋い 浜に生きる」で、漁業に携わる方々のメッセージや各港の復興状況を報じています。

さらに、地域面で「東日本大震災 生活情報」と題して、各市町村における支援物資の配布情報、交通情報、各種相談情報窓口等が掲載されています。そして、妊産婦への義援金や震災遺児への奨学金・見舞金等、各種支援情報も掲載されています。

復興へ向けた出来事や、「日常」を取り戻すための動きが多くとりあげられており、最近では漁業再開の記事が立て続けに報じられています。ただ、一方では、漁業を断念した漁場も少なくないとの調査結果が報じられるなど、依然として厳しい状況に変わりがないことを改めて認識させられます。大阪に避難されている方にとって有益と思える情報を中心に、今後も岩手県に関する情報をお伝えしていく予定です。

大阪府による実態調査アンケートが予定されています。

震災から半年を過ぎ、少しは大阪での生活に慣れてこられましたか？

大阪府では、大阪に避難されてきた皆様に対して、生活などの実態に関するアンケートの実施が検討されています。是非、アンケートにご協力頂き、現在の生活の状況、困り事など、みなさまの生の声を届けて頂きますよう、お願いいたします。

忘れないで。心のケア

地震発生から半年が過ぎ、心身ともに疲れが出ているのではないのでしょうか？もし、辛い思いを誰にも話さずこいたなら、一人で抱えず、誰かに相談してください。

NPO法人 関西被災者支援相談ネットワーク

こころの相談ダイヤル 0120-760-222

受付曜日時間 毎週月曜 14時～20時

次号予告

次号のテーマは未定です。取り上げてほしいテーマ等ありましたら、是非お寄せ下さい！

# 大阪弁護士会ニュース 第6号

## ～東日本大震災・避難者の方々へ～

2011年10月大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください。

大阪弁護士会では、無料出前相談・相談会のお申込を受け付けております。

お申し込みは、当会（電話06-6364-1248 FAX06-6364-5069）までご連絡下さい！

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～16時）

面談による無料相談（法テラス指定相談場所）をご希望の方はご予約を

（予約受付時間 9時15分～20時）

今後は市町村のお近くでの法律相談の機会も予定していますので、是非ご利用下さい。

0120-062-545

06-6364-1248

携帯サイトへの  
アクセスはこちら>>>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

## 特集1「原発事故賠償説明会+なんでも相談会」はじめました！

平成23年10月13日（木）の八尾市役所を皮切りに、15日（土）に大阪市中央公会堂、25日（火）に豊中市社会福祉協議会、27日（木）に東大阪市役所、31日（月）に高槻市役所で、「原発事故賠償説明会+なんでも相談会」を実施しました。ご参加いただいた方、ありがとうございました。

なお、自治体によっては、当該自治体への避難者のみを対象とする場合があります。他自治体で実施される相談会への参加を希望される方は、大阪弁護士会まで事前にご連絡ください。

★堺市の相談会は、避難先自治体を問わず、どなたでもご参加頂けます。

今後も続々と開催します！今後の開催予定は下記のとおりです。是非ご参加ください。

| 開催日時                 | 会場                  |
|----------------------|---------------------|
| 11月6日（日） 11時～15時     | 吹田市立自然体験交流センター（*）   |
| 11月11日（金） 9時～正午      | 泉大津市役所              |
| 11月12日（土） 9時30分～正午   | 堺市樹文化会館             |
| 11月14日（月） 13時～16時    | 門真市役所               |
| 11月15日（火） 18時30分～21時 | 和泉市職員会館             |
| 11月29日（火） 18時～20時30分 | 豊中市役所               |
| 12月4日（日） 13時～17時     | エル・おおさか（大阪府立労働センター） |
| 12月12日（月） 13時～16時    | 門真市役所               |

\*吹田市内に避難されている方を対象に、昼食会（BBQ会）の一企画として実施します。

## 大阪でも弁護士団が結成されました。

東日本大震災・原発事故被災者支援弁護士団結成のお知らせ

福島第一原子力発電所の事故は、半年以上経過した現在も不自由な避難生活を余儀なくされる方々が数万人以上に上っています。

今後、原発の損害賠償問題が適切かつ円滑に行われることは国民全体の関心事です。また、放射線による健康被害の東電に対する請求、被曝による長期的かつ継続的な健康調査が不可欠です。

そこで、大阪においても、避難者の方々の権利を守り、東電へ適切な損害賠償金を請求し、健康被害の調査を実施させるために、弁護士団を結成しました。

現在、東京、埼玉、群馬、札幌、新潟、千葉、広島など、全国各地に弁護士団が結成されています。大阪の弁護士団も、全国各地の弁護士団と連携しながら、大阪府下の避難者の方々のために活動していきます。弁護士団の詳細については、決まり次第、告知していきますので、原発の問題で心配事や相談があたりの方は、どうぞご相談ください。

★大阪府以外の地域に避難されている方も、遠慮なくお問い合わせ・ご相談ください。

ご連絡先 06-6362-9615（TEL）

06-6362-5143（FAX）

（大阪共同法律事務所 弁護士 白倉典武）

近畿各地でも一斉相談を実施します！！

京都府 平成23年12月4日（日）13時～16時

兵庫県 平成23年12月10日（土）14時～17時

滋賀県 平成23年12月10日（土）13時～16時

和歌山県 平成23年12月10日（土）13時～16時

※会場はいずれも弁護士会館

\*詳細は各弁護士会にお問い合わせください。

東京電力への本請求の手続きが始まっています。

（これに伴い、個人の方への仮払いは9月11日に終了しました）  
しかし、この請求は、東京電力が自ら定めた基準により支払がなされることになりますので、

【注1】

裁判を利用して請求する場合と比べて低い金額になる可能性があります

【注2】

請求書に対して東京電力から送付されてきた合意書に署名・押印をさせていただきますと、その他の賠償を求めることができなくなる可能性があります。

東電への請求は慎重に！

ご自身の損害をきちんと賠償してもらうためには、どの方法による請求がよいのか、また、請求書の記載や送付も、慎重に行う必要があります。わからないことや不安に思うことがあれば、弁護士会にお電話下さい。

# 平成23年12月3日開催 広域避難者支援を考えるシンポジウム

「広域避難者支援に、今、求められるもの」

平成23年12月3日(土)

13時～16時30分 大阪弁護士会館2階

- ★ 日弁連の災害復興支援のリーダー、弁護士津久井進さんの講演「人間復興としての広域避難者支援」
  - ★ 近畿各地の避難者の方から今の状況を訴え。
  - ★ 各地の支援活動のご紹介
- 詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

## 関西福島県避難者連絡相談会

### 開設のお知らせ

県外避難者の皆様初めまして。  
いわき市より大阪府へ避難した遠藤雅彦と申します。

この度滋賀県等の避難者の方と福島県避難者ネットワークの開設を致しました。

お互いの状況相談やこれからの支援について考えて行く予定です。是非、会にご参加下さい。ご協力お願い致します。

連絡先：代表 遠藤雅彦  
090-6852-7321

[speedy.speedy.2@ezweb.ne.jp](mailto:speedy.speedy.2@ezweb.ne.jp)

## シンポジウム

エネルギー政策の転換と司法の役割  
～放射能から子どもたちを守る～

平成23年11月19日(土) 13時～17時  
大阪弁護士会館2階ホール

### 基調講演

佐藤幸子さん(子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク世話人)

松原直直さん(環境エネルギー政策研究所、主席研究員)

### パネルディスカッション

徳田靖之弁護士(ハンセン病弁護団団長)

尾藤廣喜弁護士(スモン、水俣、原発症弁護団)

佐藤幸子さん

松原直直さん

## 岩手日報記事のご紹介

大阪弁護士会では、岩手日報・福島民報・河北新報の各地元3紙を購読し、大阪弁護士会館1階「総合法律相談センター」に備え置いておりますので、お立ち寄りの際には是非ご覧ください。

また、本号から順番に各紙の内容をご照会していきます。まずトップバッターは、岩手日報からです。

9月26日から、「12市町村 復興計画を見る」が特集記事として掲載されました。1日に1市町村がとりあげられ、陸前高田市、釜石市、岩手県、久慈市、宮古市、洋野町、大船渡市、山田町、野田村、野田畑村、普代村、大槌町の順に復興計画の現状と今後の見通しが報じられるとともに、課題が指摘されました。

ここで詳細をお伝えすることはできませんが、従前と同じ街づくりを目指す久慈市、山田町、市街地の移転により新しい街づくりを目指す岩手県、久慈市、野田村等、それぞれの実情に応じた計画が検討されているのだと思います。

ところで、最後に掲載された大槌町では、約5か月間続いた町長不在が解消され、全速力で年内の計画策定を目指すそうです。宮古市では示されないまちの将来像に業を煮やし、市が建築自衛を求めている地区に新築の住宅が建ったそうですし、確かに早期復興は必要だと思います。

ただ、被災された方が震災前と同じように普通の暮らしができることも大切なことではないでしょうか。そのためには、住民の意見を聞く機会が必要で、そういった観点から、宮古市ではスピード感よりも住民参加を重視し、復興街づくり計画の素案づくりを住民に託すそうですし、大槌町やそれ以外の市町村でも住民が参加できる機会を設けているようです。大阪へ避難されている方が直接参加することは困難だと思いますが、皆さまのふるさとの復興に積極的に関わっていただけることを願ってやみません。

(なお、復興計画の詳細については、各市町村のホームページでも確認することができます。)

## 大阪弁護士会ニュース第2号の訂正のお知らせ

表面に掲載した特集3「相続関係」の中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

### ①《表面左側のQ1の囲みの下の方にある2の部分》

誤)「※祖父母は代襲相続しませんので、相続人にはなりません。」

正)「※ご両親はいないが、祖父母がいる場合には、祖父母が相続人になります。」

### ②《表面右側のQ&Aの上から5番目》

誤)「相続人がいない、ということになります。」

正)「あなたを含めた祖父母が相続人になります。」

### ③《表面右側のQ&Aの一番下》

誤)「親御さんが6/1ずつ相続することになります。」

正)「親御さんが1/6ずつ相続することになります。」

## 子どもたちへの支援も行われています。

避難してきた子どもたちやその親御さんを支援しようという取組みが、臨床心理士やスクールソーシャルワーカーなどのグループによって行われています。

今後、説明会・相談会にこのグループにも参加してもらうよう、調整を進めています。

お問合せは、大阪弁護士会まで、遠慮無くお電話ください。

## 実態調査アンケートにご協力ください。

大阪府による生活などの実態調査アンケートが実施されています。回答書のご返送がまだの方は、是非、アンケートにご協力頂き、現在の生活の状況、困り事など、みなさまの生の声を届けて頂きますよう、お願いいたします。

## ちょっと一息。。。 No3

### 【万博公園】

大阪モノレールの万博記念公園駅を降り、中央口から入ると、有名な岡本太郎作「太陽の塔」がどどんと出迎えてくれます。公園は、約260haで甲子園球場の約65個分という広さです。公園内には、四季折々の花が美しい自然文化園・日本庭園や国立民族学博物館などの文化施設があり、一日中遊んだり学んだりすることができます。「ソーラード」エリアでは空中観察路や展望タワー(標高82m)が設置され、森を上から見晴らす爽快感が楽しめます。平成23年11月5日(土)～12月4日(日)は「紅葉祭り」が開催されています。

詳しくは万博公園総合案内所

06-6877-7387 にお問い合わせ下さい。



## 子供絵画展が開催されました。

大阪弁護士会では、近隣の小学生の皆さんの「大阪の街とくらし」「がんばれ東北。がんばれ日本」をテーマとした絵画展を実施しました。

子どもさんたちから、たくさん素敵な絵が寄せられました。



## 次号予告

次号のテーマは未定です。取り上げてほしいテーマ等ありましたら、是非お寄せ下さい！

# 大阪弁護士会ニュース 第7号

～東日本大震災・避難者の方々へ～



2011年12月大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください!!

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～16時）

0120-062-545

面談での無料相談をご希望の方はご予約を（予約受付午前9時15分～午後8時）06-6364-1248

携帯サイトへの  
アクセスはこちら>>>



<http://www.osakaben.or.jp/biscudan/>

## 特集 避難者同士のつながりや交流の取り組み

関西に來られて不安で孤立しがちな避難者の間で、ようやく避難者の方々同士の自主的なつながりが各地でできてきました。この他にもいろんなつながりがあると思いますが、積極的に連絡をお取りになってみてください。

### 『まるっと西日本～東日本大震災県外ひなん者連らく会』

東日本大震災で西日本へ避難し現在関西で活動中の避難者グループが作った避難者応援ボランティアグループ。（発起人＝古部・吉岡）

【主な活動内容】

- ・支援者と被災者をつなげる
- ・被災者のニーズにあった支援者を被災者に代わり支援を求める
- ・細かな被災者のニーズに沿って活動を随機応変に行う
- ・支援者からの支援を毎週メールマガジン、紙面、WEB サイト、ツイッターなど無料で公開し被災者に広く速やかに情報を渡し生活再建に役立ててもら
- ・茶話会、定期的に支援者被災者連絡会を行い幅広くつながりをもとめ、特定の主義主張にこだわらずゆるやかに広くつながりを持つ

【メッセージ】

「他の避難者はどこ？」かについて地方自治体は個人情報を開示できないので答えられません。一方、西日本には被災者を支援する動きが活発でさまざまな専門家やボランティア集団が支援を申し出てくれています。しかし支援者被災者がお互いを見つけれない事がおこっていました。支援イベント後は意外とお互いに連絡をとりあわず、被災者と支援者、そして被災者が自ら近くの被災者を捜そうと思っても探す方法がないことに気がつき始めました。このままではせっかくの支援が途絶え被災者も孤立してしまう！そんな危機感から多くの避難者同士が情報を共有し支え合う応援団、相談相手のような存在を目指しました。「支援します」ではなく「最近こんな支援がありますよ。」「これからどこに避難？」「被災者のグループでは今こんなことが問題になっています」と発信し相談にのります。是非私達とつながって一緒に乗り越えましょう。

【連絡先】（電話）06-4964-1122（メール）[maruttonishi@gmail.com](mailto:maruttonishi@gmail.com)

【ホームページ】<http://maruttonishi.jp/index.html>

### 『関西福島県避難者連絡相談会』

【取り組み紹介とご協力をお願い】

県外避難者の皆様こんにちは。福島県いわき市より大阪府東淀川区に避難した遠藤雅彦と申します。九月より滋賀県長浜市の避難者高野正巳さん（福島市出身）と関西での福島県人ネットワークを構築するために活動を始めました。

避難者同士は個人情報保護の問題もあり、お互いに知り合って連絡を取るのには難しい環境です。そのような環境では地元の状況に立って、お互いの状況をお話することや相談などがしづらいのではないのでしょうか。私たちが抱える生活上の問題や賠償・仕事・医療・教育などのことは、個々で悩むより皆で話し合うほうが情報やアイデアも集まります。また行政への働きかけもしやすいです。これは私たちが自立をめざして、今必要なものを周囲に求めていく上では効果的で重要なことです。皆さんもネットワークに加わりませんか。

また、今現在ネットワークを構築している方も協力していただけないか。これまで相談会では大阪では自主避難者ネットワーク・関西 Future コミュニティと協力して仕事の見つからない主に母親の方へ、兵庫県の被災地NGO協働センター村井雅清氏の紹介で内職支援「まけないう」を紹介するなど今できるジョブ支援を行いました。また長浜市では行政の協力を得て避難者全戸への相談会の紹介、避難者の意見を講演などでお聞き頂きガイガーカウンター等の配備等、地域の防災へ反映して頂きました。今まで広報は Twitter を活用して行い、地道に活動しておりましたが、大阪弁護士会の先生方の協力の下これまでの活動実績に基づいて皆さんに紹介して頂けることになりました。今後は、大阪府や大阪の各市にもネットワーク構築の支援を求めたいと思います。また、お互いに話し合える集いの開催を予定しています。是非、ご協力ください。

【連絡先】遠藤雅彦

（電話）090-6852-7321（メール）[speedy.speedy.2@ezweb.ne.jp](mailto:speedy.speedy.2@ezweb.ne.jp)

### 『滋賀での動き』

私は、福島県郡山市在住でした。震災そのものでも被害を受けましたが、何よりも私たちが不安にさせたものは、放射能被害です。4月中旬になるまで、郡山市は1箇所の計画地点しかなく、県内他の地域に比べれば低いと安心していました。（恐ろしいもので、比較的心理では自分たちより高い数字をわざわざ見つけて安心させようとしていました）その後、計画が詳細化されるとかなりのバラつきがあることが分かり、市内で最も高いのが我が家のある鶴見地区域でした。（4～5マイクロシーベルトで校庭除染の第1号映像の薫小学校のある地域）それから生活が一変しました。外に洗濯物が干せない。暑くても常時マスク。部活を初め、様々な活動の制限。子供たちからも悲鳴の音が出て、「もう、こんな生活は嫌だ」と。さすがに限界と、6月初め、つながりのあった滋賀県野洲市に避難をしました。滋賀では温かく受け止めていただき、様々な情報もいただきました。

ところが、ふと気づくと、情報は行政から発信も、イベントへのご招待ものもほとんどで、避難者同士の交流を図るものはありませんでした。

私たち避難者がホットできるもの、それは同じ境遇に合い、それが確かめ合える会話です。滋賀の場合、避難者同士の機会が極端に少ないことに気が付き、訴えていました。すると、もう2名ほど、同じことを訴えている人がいることが分かり、行政の方がお誘いしていただき、避難者交流会の準備会がようやく立ち上げられました（11月4日）。そして、第1回目の滋賀県内避難者交流会が実現の運びとなりました。（下記参照）

今回は、はじめてでもあるので、滋賀県内に特化しようという流れですので、ご了承ください。これから、徐々に関西地区の方々と交流を広げていきたいと思います。よろしくお願いたします。

#### 第1回 滋賀県内避難者交流会

【日時】12月4日（日）午後1時30分～4時30分

【場所】滋賀県野洲市「野洲文化小劇場」（JR 野洲駅南口徒歩5分）

【対象】東日本大震災を機に、滋賀県に避難されてきた方

【参加費】無料 【申込締切り】12月2日（金）

【内容】お茶・お菓子を楽しみながらの座談・交流

他に「滋賀県内避難者の会（仮称）」の立ち上げ

行政、弁護士、司法書士、民間の支援内容の紹介。

【お問い合わせ】滋賀県内避難者の会（仮称）

（メール）[studiesp.willcom.com](mailto:studiesp.willcom.com)

（電話）070-5017-1452（井上）

### 『東日本大震災により大阪府へ県外避難中の子どもたちへの相談支援事業』

NPO 法人み・らいずでは、宮城県石巻市で被災した子どもたちが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所「ほっとスペース石巻」を開設しています。家族、友人、住居を失い、更に原発事故に遭遇するといった壮絶な体験をし、それ乗り越えようと懸命に生活している子どもたちもいます。しかし、こういった経験をした子どもたちは、被災地だけではなく、大阪府内にも県外避難という形で多くの子どもたちが生活している実態があります。

み・らいずでは最近になり、県外避難をしている子どもたちのご相談を頂くようになりました。例えば子どもが不登校になったり、情緒的に不安定になったり、またご家族や学校等がどのように子どもに接すればいいか、といったご相談でした。そこで、み・らいずでは、頂いたご相談が氷山の一角であると考え、県外避難をしている子どもたちを対象とした相談支援事業をセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとの協働で実施致します。

【内容】

- ・子どもの教育や心理、福祉に関する、関係諸機関等とのネットワークを活かした相談支援（電話相談、面談、家庭訪問、機関連携）
- ・避難児童生徒に関わる教職員、福祉関係者への研修活動
- ・関西の県外避難者の子ども、その保護者を対象とした、フリースペースの開設（不登校児童生徒の居場所を含む：堺市中百舌鳥）
- ・イベント等での出張型教育福祉相談、一時保育
- ・福島県での現状調査

【対象】大阪府内に避難している未就学児、小学生、中学生、高校生、保護者

【連絡先】NPO 法人み・らいず

大阪市住之江区南加賀屋4-4-19（南陵住宅3階）

TEL 06-6683-5533 FAX 06-6683-5532

E-mail [me-rise@me-rise.co.jp](mailto:me-rise@me-rise.co.jp)

※現在専用ダイヤルを取得中ですので、決定次第すぐにお知らせいたします。この事業では、様々な関係機関とのネットワークを活用し、み・らいず以外の専門職や学生ボランティアと一緒に取り組んでいきます。課題が深刻化しないうちの早期の関わりが重要になってきます。気になることがあれば、すぐにご連絡ください。

## 健康被害検査に関する情報

### 口福島県「県民健康管理調査」

#### ア 基本調査

原発事故後、空間線量が最も高かった時期における放射線による外部被ばく線量の推計等を行うため、全県民を対象に実施。3月11日～25日の行動記録を中心に問診票により調査を行います。現在、全県民を対象に問診票発送を順次行っており、問診票の記載方法はHPの動画でわかりやすく説明されています。

#### イ 詳細調査の「甲状腺検査」

3月11日時点で18歳までの福島県民を対象に、放射性ヨウ素の内部被ばくによる甲状腺のしこりがないかを検査。県外においては甲状腺検査が可能となる医療機関の指定を行うなど検査体制を整備し、本人（保護者）宛てに検査実施場所及び日時を通知のうえ、後日、検査結果を通知するとされています。

#### 【問い合わせ先】○調査全般

福島県保健福祉部 健康管理調査室

(電話) 024-521-8028

#### ○問診票の送付・記入に関するお問い合わせ

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局

(電話) 024-549-5130

#### 口ひらた中央病院「内部被ばく検査」

【場所】福島県石川郡平田村大字上蓬田字清水内4

【検査内容】ホールボディカウンターでカリウム、コバルト、セシウムを計測

【料金】18才以下は無料（大人は12,000円）

【検査結果】約一か月後にお知らせ

【問い合わせ日時】月～金曜日の10時～12時、14時～16時

【問い合わせ先】0120-06-4771（繋がらない場合は0247-55-3333）

★ 大阪府下で受けられる相談・調査については、現在調査中です。

## 「原発賠償説明会+何でも相談会」今後の日程

大阪弁護士会では、これまで、大阪各地で「原発賠償説明会+何でも相談会」を開催し、多くの避難者の方々のご参加がありました。今後も下記の通り、相談会の開催を予定しておりますので、まだご参加されたことのない方はもちろん、すでにご参加された方でご相談になりたいことがある方も、是非ご参加下さい。なお、自治体によっては、当該自治体への避難者のみを対象とする場合がありますので、他自治体で実施される相談会への参加を希望される方は、大阪弁護士会まで事前にご連絡下さい。

| 開催日時                 | 会場                  |
|----------------------|---------------------|
| 2011年12月4日午後1時～午後5時  | エル・おおさか（大阪府立労働センター） |
| 2011年12月12日午後1時～午後4時 | 門真市役所               |

## 避難者アンケートの結果が公表されました

大阪府が実施した避難者アンケートの結果が公表されました。

アンケートでは、大阪弁護士会が実施している相談活動に大きな評価を頂き、今後の活動継続の必要性を切に感じております。アンケート結果の詳細につきましては次号以降の本ニュースで紹介予定です。

## 東京電力が精神的損害への賠償基準の一部見直しを検討

東京電力は、原発事故で避難した住民の精神的損害に対する賠償額について、本年の8月末までは月額1人当たり10万円又は12万円とし、9月以降はそれを月額5万円に一律に減額するとの賠償基準を発表していましたが、この基準を見直し、9月以降も当面は賠償額の減額を行わない方針を固めたと報道されています。

東京電力自身が定めたこの基準に基づく請求には、裁判で請求するより低額となる可能性もありますので、慎重にご判断下さい。ご不明な点やご不安な点があれば弁護士会までお電話下さい。

## 河北新報記事のご紹介

河北新報では「証言 3・11大震災」「焦点 3・11大震災」の特集が組まれています。最近の主な記事を紹介し、大阪弁護士会館1階相談課にも、河北新報を備え付けておりますので、お近くへお越しの際は、どうぞお読み下さい。

### 自宅再建急ぐ動き 宮城県「建築制限解除」(2011/11/10)

東日本大震災の津波被害を受けた気仙沼市や名取市など、宮城県内の6市町の市街地を対象にした建築制限が10日、解除される。制限は被災地の乱開発を防ぐため、最大約1850ヘクタールにかけられた。対象となった自治体は解除後、街区の早期形成や危険地域への住宅建設禁止を盛り込んだ各市町の復興計画に基づき新たな制限を継続させる方針だ。

### 仙台市復興計画案決定 居住地再建、防災機能を再構築(2011/11/18)

仙台市は17日、東日本大震災の復興計画最終案を決定した。甚大な被害が生じた沿岸部と丘陵部の居住地再建に重点を置き、独自の支援制度も創設。防災機能の再構築やエネルギー問題の解決、地域経済の活性化を図り、市民との協力で「新次元の防災・環境都市」を目指す。復興計画の期間は2015年度までの5年間で、約240事業の概算事業費は約1兆500億円に上る。最終案は28日に開会する市議会臨時会での審議と議決を経て、正式決定される。

### 守り抜いた「仙台いちご」互理、山元町産、震災後初出荷(2011/11/19)

「仙台いちご」のブランドで知られ、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた宮城県互理、山元町産イチゴの出荷が19日、始まった。仙台市中央卸売市場（仙台市若林区）では記念式典を開催。例年より大幅に遅れたとはいえ、需要が高まるクリスマスシーズン前の出荷再開に、関係者は喜んだ。

## 大阪市から感謝状の授与を受けました

大阪市から、去る11月25日、大阪弁護士会の震災復興対策活動に対して「感謝状」が授与されました。今後、大阪弁護士会は、震災復興支援に全力で取り組んで参ります。



## ☆原発賠償弁護団からのお知らせ☆

福島第1原発の事故のために、避難区域内外を問わず関西地方に避難されてきた方々、東京電力に対する損害賠償請求をお手伝いするために、原発事故被災者支援関西弁護団が結成されました。この弁護団は、大阪だけではなく、近畿圏内の他の弁護士会にも所属する弁護士も含めて活動していくことを予定しています。

相談は無料であり、具体的な交渉や手続を行うことになれば、事件に着手する時点で10,000円の費用をいただくことになります。東京電力から実際に賠償金を受け取った場合には別途報酬が発生します。

詳しくは、弁護団事務局（電話06-6362-9615；弁護士白倉典武）宛にご相談下さい。

## 避難者向け情報紙「絆新聞」が発行されました！

NPO法人うつくしまネットワークが、「がんばろう福島！絆」づくり応援事業の一環として、全国の避難者に向けて福島の情報を発信する「絆新聞」を発行しました。

下記のホームページからご覧になれますので、是非ご利用下さい。

絆新聞（Web版）URL

<http://www.utsukushima-npo.jp/kizunashinweb/>

絆新聞PDF掲載ページ

[http://www.utsukushima-npo.jp/kizunashinweb/?page\\_id=80](http://www.utsukushima-npo.jp/kizunashinweb/?page_id=80)



## 次号予告

次号のテーマは未定です。取り上げてほしいテーマ等ありましたら、是非お寄せ下さい！

## ちよっと一息。。。No4 クリスマスイルミネーション

### 1 《 神戸ルミナリエ 》 第17回

会場：旧外国人居留地及び近隣地区

アクセス：JR元町駅下車し、JR三宮駅方向に歩く

期間：12月1日（水）～12月11日（月）の12日間

点灯時間：月～木曜日 18:00頃～21:00

金曜日 18:00頃～22:00

土曜日 17:00頃～22:00

日曜日 17:00頃～21:30

※但し、混雑状況により点灯時間を繰り上げることがあります。

※荒天の場合は、点灯を見合わせる場合があります。

※土・日曜日は大変混雑します。

★『神戸ルミナリエ』は、阪神・淡路大震災罹災者の創始の意を込めるとともに、都市の復興・再生への夢と希望を託し、大震災の起こった1995年の12月に初めて開催しました。以来、神戸ルミナリエは震災の記憶を語り継ぎ、都市と市民の「希望」を象徴する行事として、毎年開催しています。今年のテーマは、「希望の光」です。会場は混雑しているのですが、ミサ曲が流れる中、皆でゆっくりと光のアーケードを通り抜けて行くと、本当に暖かくなります。今年は、東北大震災の罹災者の創始、被災地の復興のために祈りたいと思います。

問い合わせ先：神戸ルミナリエ組織委員会 事務局 078-303-0038

### 2 《 OSAKA 光のルネサンス 2011 》

開催場所：大阪市中之島一帯

（大阪市役所前、中央公会堂～中之島公園（バラ園・剣先）

開催期間 2011年12月14日（水）～12月25日（日）

開催時間 17:00～22:00（イベントにより異なる）

アクセス：地下鉄御堂筋線・京阪本線淀屋橋駅から徒歩約1分

または京阪中之島線なにわ橋駅から徒歩約5分

★ 御堂筋のちよっと並木の道に、中之島一帯がクリスマス用に電飾で飾りつけられます。かすみらしいオブジェなどもあり、ロマンチックで明るい気持ちになります。



この催しには、大阪弁護士会も協賛しており、また、この時期に合わせて弁護士会館の屋上などにLEDライトやイルミネーションを点灯させますので、是非ご覧になってください。

お問合せ先 OSAKA 光のルネサンス実行委員会事務局  
06-6282-5919（平日10時～17時）